

－ 福祉用具購入費の支給 －

◆ 福祉用具購入費の支給

特定の福祉用具を購入した場合、その費用（年度ごとに10万円を限度）の7割から9割が支給されます。ただし、下記の条件をすべて満たしている場合に限りです。

- 被保険者が要介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けていること
- 認定の有効期間内に購入していること
- 厚生労働大臣指定の福祉用具の種類であること
- 都道府県知事の指定を受けた業者が販売する福祉用具であること
- 原則として同じ年度内に同じ種目の福祉用具を購入していないこと

◆ 手続きの流れ

- ① 相 談・・・福祉用具の種目、必要性についてケアマネジャー及び販売業者と検討する。
- ② 事前提出・・・介護保険課に書類を提出する。
【提出書類】
○業者見積書
※税込価格の場合、必ず「税込」「内税」等の表記をしてください
○購入希望の商品が確認できるパンフレット等のコピー
- ③ 承 認・・・介護保険課から本人に受認（不受認）通知書と支給申請書を送付する。
- ④ 購 入・・・業者から福祉用具を購入する。
- ⑤ 支給申請・・・支給申請書の「福祉用具が必要な理由」の欄に、ケアマネジャーまたは福祉用具専門相談員に、理由を記載してもらい、介護保険課に申請する。
【提出書類】
○支給申請書 ○領収証（写しでも可）
- ⑥ 支 給・・・約2～3ヶ月後に、指定した口座へ振り込まれる

◆ 支給方法

償還払	利用者は、いったん購入費用の全額を業者へ支払います。その後、市から保険給付分（対象費用の7割から9割）を本人の口座へ払い戻します。
受領委任払	利用者は、対象費用の1割、2割または3割分のみを業者へ支払います。保険給付分（対象費用の7割から9割）は市から業者へ直接支払います。

※受領委任払は、沼津市に同意書を提出した事業者でないと利用できません。詳しくはお問い合わせください。

◆ その他注意事項

- ・受認後に福祉用具を追加又は変更した場合、新たな用具の見積書、パンフレット等を再度提出する。
- ・償還払の場合で、指定口座を家族名義の口座にする場合、被保険者本人の委任状を添付する。

◆ 特定福祉用具の種目（厚生労働大臣指定）

①腰掛便座	<p>1.和式便器の上に置き腰掛式に変換するもの</p> <p>2.洋式便器の上に置き高さを補うものや、便座の底上げ部材</p> <p>3.電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際の補助機能を有するもの</p> <p>4.便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（ポータブルトイレ）ただし、居室において利用可能であるものに限る</p>
②自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>次の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レシーバー・チューブ・タンク等のうち、尿や便の経路となるもの ・要介護者やその介護を行う人が容易に交換できるもの
③排泄予測支援機器	<p>次の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膀胱内の状態を感知し、尿量を測定するもの ・排尿の機会を要介護者やその介護を行う人に通知するもの
④入浴補助用具	<p>1.入浴用いす ・座面の高さ35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するもの</p> <p>2.浴槽用手すり ・浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの</p> <p>3.浴槽内いす ・浴槽内に置いて利用することができるもの</p> <p>4.入浴台 ・浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの</p> <p>5.浴室内すのこ ・浴室内に置いて浴室の床の段差解消を図ることができるもの ※オーダーメイドの材料費から加工・組み立て費まで支給対象</p> <p>6.浴槽内すのこ ・浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの</p> <p>7.入浴用介助ベルト ・身体に直接巻きつけて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの</p>
⑤簡易浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの ・取水又は排水のための工事を伴わないもの <p><u>ただし、洗髪器や足浴器等の部分浴用の器具は対象外</u></p>
⑥移動用リフトのつり具の部分	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
⑦スロープ	<ul style="list-style-type: none"> ・敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びをしないもの <p>ただし、設置や撤去、持ち運びができる可搬型は対象外</p>
⑧歩行器	<ul style="list-style-type: none"> ・脚部がすべて杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式のもの <p>車輪・キャスターが付いている歩行車は対象外</p>
⑨歩行補助つえ	<ul style="list-style-type: none"> ・カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る

お問い合わせ：沼津市役所 介護保険課 給付係（電話 934-4874）